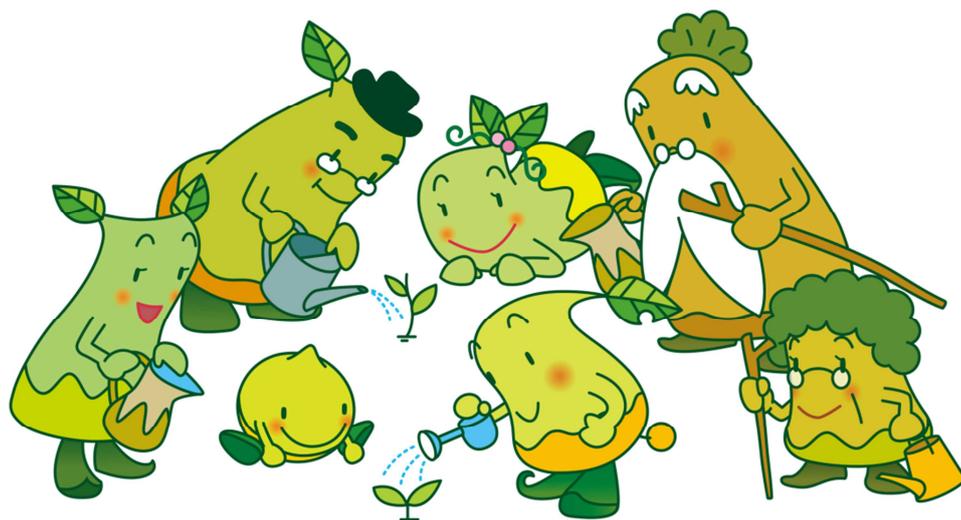


真庭市 子ども・子育て支援施設整備計画



真庭市
真庭市教育委員会
令和4年1月改訂

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1	背景及び目的	
第2	計画の位置づけ	
第3	計画期間	
第4	計画の対象範囲	
第2章	状況と課題	4
第1	人口と年少人口の推移及び推計	
第2	0～5歳の子どもの数と入園時数の推移及び推計	
第3	利用者数の状況	
第4	幼児教育施設の状況	
第5	つどいの広場の状況	
第3章	課題及びニーズへの対応	9
第1	課題及びニーズ	
第2	課題及びニーズへの対応にあたり望まれること	
第4章	施設整備の基本的な方向性	11
第1	幼児教育施設の基本的な考え方	
第2	つどいの広場の基本的な考え方	



第1章 計画策定にあたって

第1 背景及び目的

子どもたちは、真庭市の未来そのものであり、地域への誇りと世界への視野、未来への希望を持った子どもを育てていくことが重要であると考えています。

人の一生において、乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、すべての子どもが笑顔で成長していくためにも、「こどもがまんなか」の環境づくりが必要です。

共働き世帯の増加、幼児教育・保育の無償化等に伴う乳幼児期における教育・保育ニーズの量・質の拡大への対応、多様化する価値観への対応、また、施設の老朽化への対応等、より安心して子育てができる環境を整備することが課題になっています。

この計画は、中・長期的な視点から、子ども・子育てに関する施設の整備にかかる基本的な方向性を示したものであり、限られた人材・財源の中で乳幼児期における教育・保育環境の整備等を図ることを目的に策定するものです。

第2 計画の位置づけ

(1) SDGsの理念に基づく位置づけ

本市では、第2次真庭市総合計画（以下「総合計画」という。）の中で、だれもが自分のライフスタイルを実現できる「まち」づくりを推進しており、親は安心して子育てができ、子どもはのびのびと成長できる「まち」になることが、その実現と持続可能性を高めていくことにつながるとしています。

これは、『「誰一人取り残さない—No one will be left behind」持続可能性と多様性と包摂性のある社会の実現』のための持続可能な開発目標であるSDGsの理念と共通するものです。



すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

(2) 上位計画

この計画は総合計画の下、関連計画との整合性を図りつつ、「子どもの最善の利益」とは何かを常に中心に置きながら、真庭市の子ども・子育ての基本理念である「～こどもがまんなか～家庭や地域の中で自分が大切な存在であることを実感することができる子育て・教育環境づくり」を実現するため、乳幼児期の子どもの育ちを支援するための、施設整備における基本的な方向性を示す計画として策定するものです。

第2次真庭市総合計画

「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル～」の実現

【基本計画】：教育・子育て環境を充実させる（創造力と生きる力）

教育は「ひと」の可能性を伸ばし、子育ては地域を担う人材を育み、「まち」の持続可能性を高め、多彩性や活気の源になります。

教育と子育て環境を充実させることで、「ひと」がそれぞれの持つ能力を伸ばし発揮できる多彩で元気な「まち」をつくります。

真庭市総合教育大綱

個性と能力を十分に伸ばし、互いにライフスタイルを応援しあう「まち」

豊かな生活とは、たくさんの選択肢の中から自分にあったものを選ぶことができるとであり、自分にあった生き方をするためには、自らの潜在能力を伸ばすことが不可欠です。

誰もが潜在能力を伸ばせる「まち」になるために、人に寄り添い、共に育ち、人生を応援しあうことで潜在能力を伸ばし、共に育ちあいます。

子ども・子育ての基本理念

～こどもがまんなか～ 家庭や地域の中で自分が大切な存在であることを実感することができる子育て・教育環境づくり

真庭市の目指す教育・保育目標

「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」

真庭市子ども・子育て支援施設整備計画

「施設整備の全体的な方向性」

地域別整備計画

真庭市子ども・子育て支援施設整備計画の方向性に沿った地域別の整備計画

幼児教育施設の充実に向けた基本方針
真庭市が目指す教育・保育目標の実現と乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境の整備

第 3 計画期間

本計画の期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や保育ニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第 4 計画の対象範囲

計画の対象施設は、次のとおりとします。

①幼児教育施設※1

幼稚園・保育園・認定こども園

②地域子育て支援拠点施設（以下「つどいの広場※2」という。）

公共施設や幼児教育施設等を利用し、乳幼児のいる子育て中の親子の、交流や育児相談を実施する場所



※1：幼児教育施設：平成 29 年度に、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂（改定）され、幼稚園・保育園・認定こども園の 3 つの施設がいずれも『豊かな環境で、安全・安心に育ち、小学校入学以降につながる質の高い教育が受けられる幼児教育施設』である必要があるとされた。

※2：つどいの広場：地域子育て支援事業の一般型に属する事業で、主に就学前の乳幼児を持つ親とその子どもが、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互の交流を図る常設の場であり、本市においては「つどいの広場」として、位置づけている。

第2章 状況と課題

第1 人口と年少人口の推移及び推計

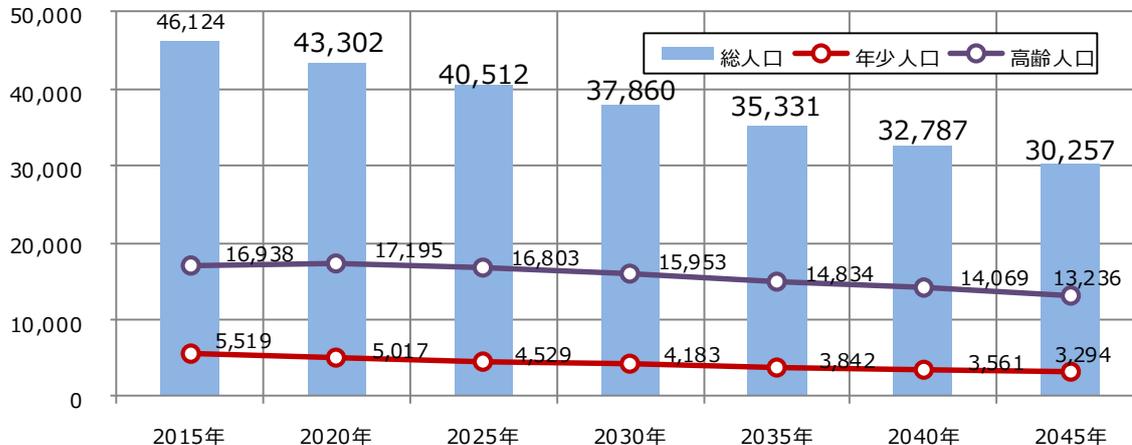
本市では、人口減少が続いており、今後も減少していくと推計されています。こうした中、年少人口も徐々に減少していくことが推計されています。

区分別人口の推移及び推計

資料	年度	真庭市 総人口 (人)	年少人口(0~14 歳)		高齢人口(65歳以 上)	
			人口 (人)	割合	人口 (人)	割合
国勢調査実績	2010年	48,964	6,150	12.6%	16,441	33.6%
	2015年	46,124	5,519	12.0%	16,938	36.6%
国立社会保障 人口問題研究所 (H30推計)	2020年	43,302	5,017	11.6%	17,195	39.7%
	2025年	40,512	4,529	11.2%	16,803	41.5%
	2030年	37,860	4,183	11.0%	15,953	42.1%
	2035年	35,331	3,842	10.9%	14,834	42.0%
	2040年	32,787	3,561	10.9%	14,069	42.9%
	2045年	30,257	3,294	10.9%	13,236	43.7%

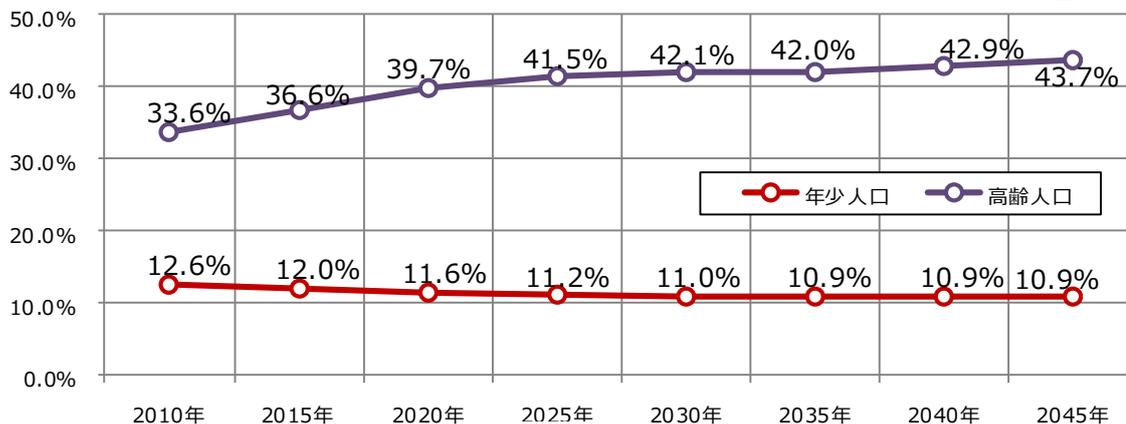
【区分別人口の推移及び推計】

(単位：人)



【高齢人口割合・年少人口割合の推移及び推計】

(単位：%)



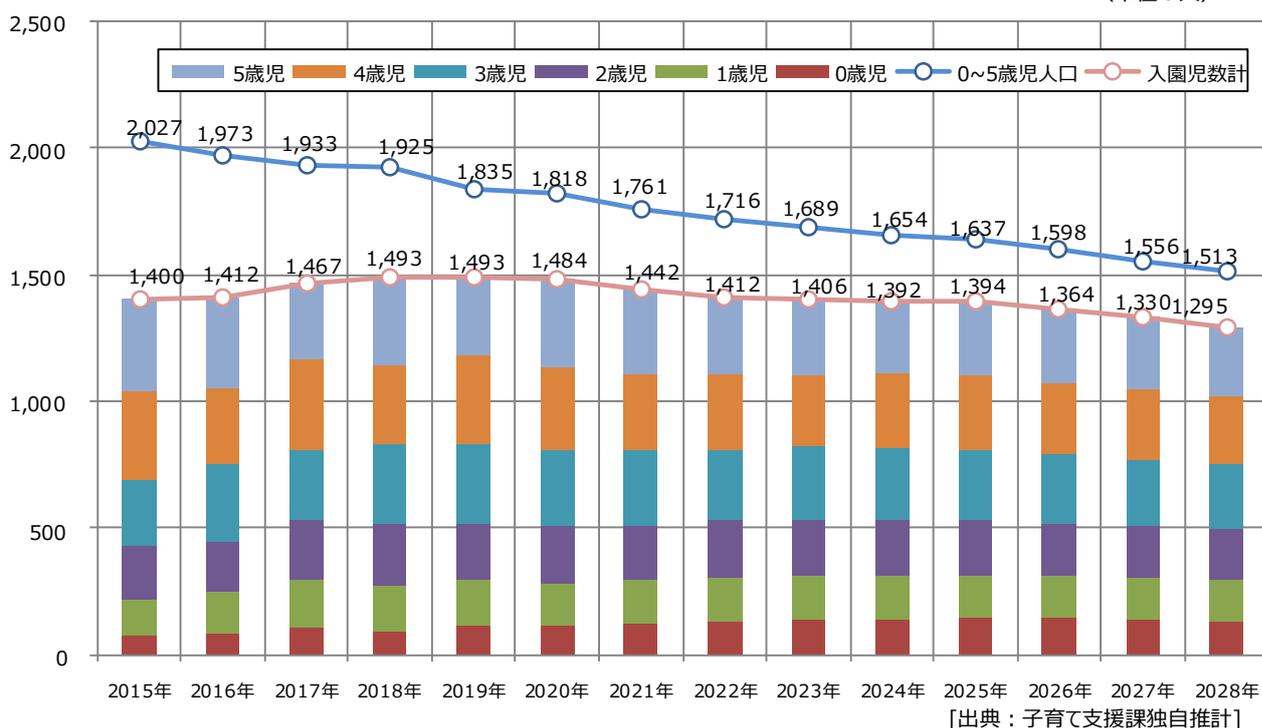
第2 0～5歳の子ども数と入園児数の推移及び推計

人口減少に伴い、0～5歳の子ども数も徐々に減少していくことが推計され、入園児数も減少していくことが予測されます。

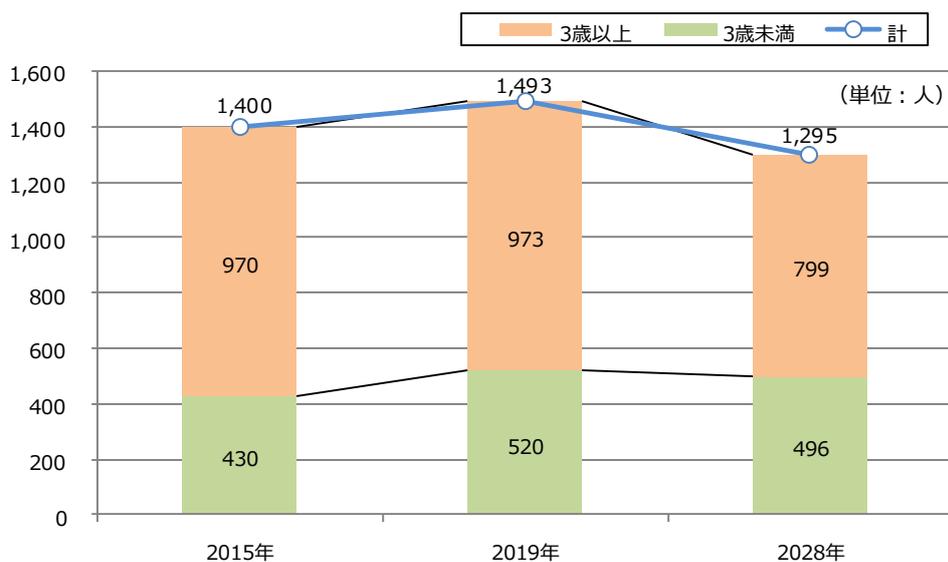
入園児数の減少は、3歳未満の子どもの入園率の上昇など、保育需要が拡大傾向にあることから、0～5歳の子ども数の減少に比べ、緩やかに減少していくことが予測されます。

【0～5歳の子ども数と入園児数の推移及び推計】

(単位：人)



【3歳以上と未満の子ども数の推移と推計】



[出典：子育て支援課独自推計]



第3 利用者数の状況

利用者数が10人以下から200人に近い施設まで規模にバラツキがあります。

番号	地区	施設名	定員（人）		利用者数（人）			
			幼稚園部		幼稚園部			
1	北房	北房こども園	幼稚園部	45	180	幼稚園部	10	151
			保育園部	135		保育園部	141	
2	落合	木山こども園	幼稚園部	15	80	幼稚園部	1	64
			保育園部	65		保育園部	63	
3		落合こども園	幼稚園部	50	180	幼稚園部	13	156
			保育園部	130		保育園部	143	
4		美川こども園	幼稚園部	30	90	幼稚園部	7	78
			保育園部	60		保育園部	71	
5		河内こども園	幼稚園部	20	50	幼稚園部	1	39
	保育園部		30	保育園部		38		
6	天の川こども園	幼稚園部	45	180	幼稚園部	14	186	
		保育園部	135		保育園部	172		
7	久世	草加部幼稚園	30		4			
8		米来こども園	幼稚園部	15	50	幼稚園部	10	21
			保育園部	35		保育園部	11	
9		久世保育園	80		93			
10	久世第二保育園	80		105				
11	久世こども園	幼稚園部	60	180	幼稚園部	22	111	
		保育園部	120		保育園部	89		
12	勝山	月田保育園	60		27			
13		富原保育園	45		14			
14		勝山こども園	幼稚園部	30	180	幼稚園部	14	141
	保育園部		150	保育園部		127		
15	美甘	美甘こども園	幼稚園部	15	60	幼稚園部	0	7
			保育園部	45		保育園部	7	
16	湯原	湯原こども園	幼稚園部	15	75	幼稚園部	1	53
			保育園部	60		保育園部	52	
17	蒜山	中和保育園	30		10			
18		八束こども園	幼稚園部	15	105	幼稚園部	2	90
			保育園部	90		保育園部	88	
19	川上こども園	幼稚園部	20	110	幼稚園部	1	62	
		保育園部	90		保育園部	61		
20	久世	愛慈園（民営）	45		44			

※利用者数は令和4年1月20日現在で把握できる、令和2年度末までの入園状況です。

第4 幼児教育施設の状況

幼児教育施設については、相対的に老朽化が進んでいます。

基準日：令和4年1月1日（経年数順に記載）

番号	地区	施設名	建築年	経年数 (年)	構造	面積 (㎡)
1	久世	久世保育園	S41.4	55	W	643
2	勝山	富原保育園	S43.3	53	S	616
3	美甘	美甘こども園	S48.3	48	S	586
4	蒜山	川上こども園	S48.3	48	S	739
5	久世	久世第二保育園	S48.8	48	R	592
6	勝山	月田保育園	S49.3	47	R	573
7	蒜山	中和保育園	S50.2	46	R	725
8	蒜山	八束こども園	S51.11	45	R	1,137
9	落合	木山こども園	S53.3	43	R	609
10	勝山	勝山こども園※1	S54.3	42	R	1,177
11	落合	美川こども園※2	S57.2	39	R	617
12	落合	河内こども園	S58.3	38	R	249
13	久世	米来こども園	H6.8	27	R	360
14	久世	久世こども園	H9.2	24	S	999
15	湯原	湯原こども園	H10.3	23	W	492
16	久世	草加部幼稚園	H17.2	16	S	180
17	落合	落合こども園	H19.3	14	S	1,507
18	落合	天の川こども園	H28.3	5	W	1,653
19	北房	北房こども園	H30.3	3	W	1,685

【構造】
R=鉄筋コンクリート造
S=鉄骨その他造
W=木造

※1 勝山こども園：上記とは別に建築年S60.3（経年数34年）の施設があります。
面積は264㎡で面積に含めています。

※2 美川こども園：上記とは別に建築年H20.3（経年数11年）の施設があります。
面積は277㎡で面積に含めています。

第5 つどいの広場の状況

つどいの広場を設置できていない地域があります。

開所日・開催時間にバラツキがあります。

地域	つどいの広場の名称	場所	開所日・開所時間	延べ参加人数 (単位：人)
北房	ほくぼうほたるっこ [事業開始年月日： 平成 30 年 4 月 1 日]	北房振興局 2階	毎週 月曜日～金曜日 午前 9:30～ 午後 3:30	4,570
落合	NPO法人 子育て支援の会サポートあい [事業開始年月日： 平成 13 年 4 月 1 日]	落合ショッピングセンター サンプラザ内	毎週 月曜日～金曜日 月 2 回土曜日開催 午前 10:00～ 午後 4:00	8,767
久世	くせ活き生きサロン [事業開始年月日： 平成 14 年 4 月 1 日]	くせ活き生きサロン	毎週 火曜日～土曜日 午前 9:00～ 午後 5:00	12,189
湯原	湯原つどいの広場 [事業開始年月日： 平成 16 年 4 月 1 日]	湯原集いの広場	毎週 月曜日・水曜日・金曜日 午前 9:00～ 午後 4:00	2,018
蒜山	中和つどいの広場 [事業開始年月日： 平成 17 年 4 月 1 日]	中和保健センター あじさい	毎週 月曜日・水曜日・金曜日 午前 8:30～ 午後 4:00	1,083

※名称、場所、開所日・開所時間は、令和元年度の状況です。

※延べ参加人数は、平成 30 年度の実績です。



第3章 課題及びニーズへの対応

第1 課題及びニーズ

(1) 幼児教育施設

【課題】

- ①幼児教育施設の老朽化が進んでいます。衛生面及び安全環境を確保する面からも、新設・改修等が必要です。
- ②在園児が10人以下の施設や200人に近い施設があり、集団の育ちの面からも望ましい規模の施設を検討する必要があります。

【ニーズ】

- ①少子化、核家族化、情報化等、社会の変化を受けて、人々の価値観が多様化している中、乳幼児期における教育・保育においても保護者の価値観は多様で、子どもの育ちも多様になっています。多様な価値観を受け入れる環境が求められています。
- ②保護者の働き方に応じた、より柔軟な教育・保育サービスの充実が求められています。
 - ・土曜日、日曜日、祝日に利用したい。
(土曜日保育希望者：60%・日曜日、祝日の保育希望者：29%)
 - ・冠婚葬祭や突発的な仕事等の時に子どもを一時的に預けたい。
(一時預かりの希望者：50%)※各数値は就学前の子どもを持つ保護者700人を対象に調査をした結果(回答数454人)
- ③子どもが病気にかかったとき、保護者が仕事を休めず、家庭で保育できない場合でも、安心して子どもを預けることができる場所の拡大が求められています。
- ④共働き世帯の増加等から0～3歳未満の子どもの利用率が増加しており、高まる保育需要に対応する必要があります。
- ⑤幼児教育・保育の無償化が始まり、乳幼児期における教育・保育に対するニーズは量、質ともに拡大すると見込まれます。
- ⑥学区内、保護者の勤務先など、市内のどの施設においても同様に、預け入れができることが求められています。

(2) つどいの広場

【課題及びニーズ】

- ①身近な場所につどいの広場が設置できていない地域があります。
- ②NPO法人等への委託も可能とされていますが、一部地域についてのみ委託であり、実施内容や開所日数等にバラツキがあります。

第2 課題及びニーズへの対応にあたり望まれること

(1) 幼児教育施設

【課題に対する対応】

- ・課題である公営施設の老朽化に対応するためには、新設や改修が考えられますが、新設・改修にかかる経費、また、維持管理費等の施設の運営にかかる経費についても、市財政に与える影響、子ども・子育てへの支援を考慮した施設整備が望めます。
- ・幼児教育施設は、集団活動の中で、家庭では体験できない社会、自然、文化等に触れ成長していく場であり、育ちの面からも望ましい規模であることに配慮しつつも、地理的、地域的な状況に配慮した施設整備が望めます。

【ニーズに対する対応】

- ・本市では、「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル～」の実現を目指して、だれもがライフスタイルを実現できる「まち」づくりを進めています。
自分のライフスタイルを実現するため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である乳幼児期において多様な学び、多様な遊びを経験することが必要です。
このことから、幼児教育施設も、多様な価値観に基づいて選択できることが望まれます。
- ・休日保育や一時預かり、病児保育事業など、今後さらに保育ニーズの多様化が予測されることから、より柔軟に対応できる体制の構築が望まれます。
- ・市内のどの施設においても同様に、子どもの預け入れが可能となることが望まれます。
- ・地域やNPO法人等による子育て支援や企業による仕事と家庭の両立の支援等、それぞれの立場における子育て支援環境の体制整備が望まれます。
- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成29年に改訂（改定）され、幼稚園、保育園、認定こども園は「幼児教育を行う施設」として位置づけられており、小学校教育との接続を意識した、さらなる教育・保育の質の向上が望まれます。
- ・保育需要が増大している0歳から2歳児の受け皿確保を視野に入れた幼児教育施設の整備が望まれます。

(2) つどいの広場

【課題及びニーズに対する対応】

- ・子育てに対する不安や悩みを相談できず一人で抱え込むことのないよう、NPO法人等によるつどいの広場の維持や、施設内に親子が集える場所を設ける等、身近に相談や情報交換できる場所の設置が望まれます。

第4章 施設整備の基本的な方向性

～乳幼児期における教育・保育の選択肢を広げる～

①幼児教育施設

- ・ 認定こども園の設置等により、市内のどの施設においても同様に、子どもの預け入れを可能とすることで、教育・保育環境の向上を図る
- ・ 公営及び民営の施設がそれぞれの役割を担い相互に協力することで教育・保育環境の向上を図る

②つどいの広場

- ・ NPO 法人等の多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図る

第1 幼児教育施設の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされており、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うため認定こども園の普及が図られており、乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであるとされています。

今般、保護者の価値観も多様化しており、子どもの育ちも多様になっています。また、共働き世帯の増加等により保育需要は高まり、保育ニーズも多様化しています。

こうした現状、課題及びニーズに対応するため、従来からの方針である認定こども園の設置等を推進するとともに、施設整備の検討にあたっては、子どもの多様な育ちを支援し多様化する保護者の教育・保育ニーズにも配慮することを基本としながら、今後の園児数の動向、市財政、地域的、地理的な条件を考慮したうえで、新たな民間事業者の参入も視野に入れ、乳幼児期における教育・保育の選択肢を広げ、教育・保育環境の向上を図るものです。



(2) 公営及び民営の役割

公営及び民営の施設がそれぞれの役割を担い協力することで、多様な教育・保育ニーズに対応します。また、公営と民営の園が連携・交流を図るなどし、相互に切磋琢磨することで、教育・保育の質の向上を図ります。

・公営の施設の役割

乳幼児期における教育及び保育が非常に重要であるとの認識のもと、本市では、その役割を公営で担っています。

今後も、地域全体のバランスを考え、中心的な役割を担っていきます。

・民営の施設の役割

特色ある教育・保育を展開し、より柔軟に多様なニーズに対応する役割を担います。

(3) 施設整備方針

施設整備の検討にあたっては、子どもの多様な育ちを支援し多様化する保護者の教育・保育ニーズにも配慮することを基本としながら、今後の園児数の動向、施設の老朽化及び安全性を重要な指標とするとともに、市財政、地域的、地理的などの様々な条件についても考慮したうえで、新たな民間事業者の参入も視野に入れていきます。

真庭市の目指す教育・保育目標である「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境の整備に向けて基準を設定します。

民間事業者の参入にあたっては、認可園とし、安定的に質の高い教育・保育の確保ができることを要件のひとつとします。

保育需要が増大している0歳から2歳児については、多様な主体による小規模保育事業等への取組を推進していきます。

第2 つどいの広場の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

つどいの広場については、子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談の場としての役割を担っており、子育て世代にとって必要不可欠な場所になっています。NPO法人等の育成による多様な主体の参画、子育て中の当事者間の支え合いによる地域の子育て力の向上により、より身近な場所にしていきます。